藍住町一般廃棄物処理基本計画等策定業務
【公募型プロポーザル実施要領】

令和８年７月

藍　住　町

藍住町一般廃棄物処理基本計画等策定業務
公募型プロポーザル実施要領

令和８年７月１日

１　目的

この要領は、藍住町一般廃棄物処理基本計画等策定業務（以下「本業務」という。）について、委託上限額の範囲内で、本業務に係る豊富な経験と専門知識を有する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するための手続き等に関し、必要な事項を定める。

２　業務概要

（１）業務名

藍住町一般廃棄物処理基本計画等策定業務

（２）業務目的

藍住町（以下「町」という。）が策定する一般廃棄物処理基本計画等について、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により評価することで、豊富な経験と専門知識を有する事業者を選定し、町に適した計画策定を目的とする。

（３）業務内容

別紙「仕様書」のとおり

（４）履行期間

契約の翌日から令和１０年３月３１日まで

（５）委託上限額

10，000，000 円（消費税及び地方消費税含む）

３　参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、本要領及び関係法令等を遵守し、受託業務を遂行できる十分な人員、財政的規模、経験及び技術的能力等を有する事業者で、次の要件を満たす者とする。

（１）国税及び地方税を滞納していない者であること。

（２）町が発注する測量・建設コンサルタント等の一般競争入札（指名競争入札）に参加する資格を有する者

（３）建設コンサルタント登録規定（昭和５２年建設省告示第７１７号）の「廃棄物部門」の登録を受けている者であること。

（４）配置予定技術者として、管理技術者、照査技術者及び主任担当技術者を以下の

とおり配置すること。なお、各技術者は、兼務できないこととし、受託者と恒常的に雇用関係があり、証明できる者とする。

（ア）管理技術者

技術者（総合技術管理部門（衛生工学一般廃棄物関係）又は衛生工学部門（廃棄物部門））の資格を有し、過去５年間に、地方公共団体が発注する一般廃棄物処理基本計画策定業務もしくはごみ処理業務の民間委託に係る発注支援業務の実績を有する者とする。

管理技術者は、業務の管理、統括及び町が開催する会議に出席し、業務の円滑な履行を行うものとする。

（イ）照査技術者

管理技術者に定める資格を有する者であること。

照査技術者は、管理技術者及び主任担当技術者を兼務することができない。

（ウ）主任担当技術者

過去５年間に地方公共団体が発注する一般廃棄物処理基本計画策定業務もしくはごみ処理業務の民間委託に係る発注支援業務の実績を有する者とする。

（５）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（６）破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

（７）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。

（８）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

（９）藍住町暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置対象者でないこと。

(10) 徳島県及び町の指名停止措置を受けていない者であること。

(11) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく特別清算開始の命令がなされていない者であること。

(12) 手形交換所による取引停止処分を受けていない者であること。

４　日程

項目	期限等
公募型プロポーザル実施の公表	令和８年７月１日（水）
参加表明書提出期限	令和８年７月１４日（火）午後５時まで
質問受付期限	令和８年７月７日（火）午後５時まで
質問回答日	令和８年７月１０日（金）
参加資格確認結果の通知	令和８年７月１５日（水）
提案書等提出期限	令和８年７月２４日（金）午後５時まで
辞退届提出期限	令和８年７月２４日（金）午後５時まで
１次審査日（書面審査）	令和８年７月下旬（予定）
２次審査日（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和８年８月初旬（予定）
結果通知及び公表	令和８年８月上旬（予定）
契約締結	令和８年８月中旬（予定）

※日程については変更する場合がある。

５　質問の受付及び回答

（１）提出期限

令和８年７月７日（火）午後５時まで（必着）

（２）提出方法

質問書（様式５）により、持参又は電子メールにより提出すること。

（３）回答日

令和８年７月１０日（金）

（４）回答方法

町ホームページで回答する。

６　参加申込みの手続き

（１）受付期間

令和８年７月１日（水）から令和８年７月１４日（火）午後５時まで（必着）

（２）提出書類

ア　参加表明書（様式１）

イ　参加資格確認書（様式２）

ウ　直近１年分の法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

エ　直近１年分の法人県民税、法人事業税等の納税証明書

オ　登記簿謄本又は登記事項全部証明書

カ　建設コンサルタント（廃棄物部門）の登録を証明する書類（写し）

キ　誓約書（様式３）

ク　委任状（手続き等の委任を行う場合）（様式４）

※ウ～オの書類は発行後３か月以内のもの。

（３）提出部数

２部（正本１部　副本１部）

（４）提出方法

持参又は郵送

※郵送で提出する場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

（５）参加資格確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、令和８年７月１５日（水）までに参加資格確認結果を書面で通知する。

７　提案書等の提出

（１）提出期限

令和８年７月２４日（金）午後５時まで（必着）

（２）提出書類

参加資格を有する者は、次の書類（以下「提案書等」という。）を提出すること。

ア　企画提案書（任意様式〈表紙：様式６〉）

提案書の作成にあたっては、「藍住町一般廃棄物処理基本計画等策定等業務仕様書」の内容を踏まえ、１案のみを作成し業務を遂行するための具体的な手法を記載すること。

イ　会社概要調書（様式７）

ウ　業務実績調書（様式８）

エ　業務実施体制調書（様式９）

オ　予定技術者経歴書（様式１０）

カ　参考見積書（任意様式）

キ　その他参考資料（会社や施設のパンフレットなど）

（３）提出部数

１０部（正本１部　副本９部）

（４）提出方法

持参又は郵送

※郵送で提出する場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

（５）作成要領

ア　提出書類はＡ４判縦、横書き、左綴じ、ページ番号を付し、文字サイズを１１ポイント以上とすること。

イ　提出書類の項目（アからキ）の順番で製本し、インデックスを付け、１部ずつ簡易なＡ４ファイルに綴じること。

８　辞退届の提出

参加申込後に、提案書等の提出及び本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。なお、辞退届提出した場合においても、町が発注するその他の業務において、事業者が不利益を被ることはないものとする。

（１）提出書類

辞退届（様式１１）

（２）提出期限

令和８年７月２４日（金）午後５時まで

９　選定方法等

（１）審査方法

審査は「藍住町一般廃棄物処理基本計画等策定業務委託選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。選定委員会は、１次審査（書面審査）及び２次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施し、合計得点が最も高い提案者を受託候補者に、次に合計得点が高い提案者を次点候補者として選定する。

（２）１次審査

審査は、書面審査で行う。選定委員会が審査基準により評価、配点を行い、得点の高い者から最大４者を２次審査の対象とする。

1 次審査

大項目		小項目		評価の視点
項目	点数	項目	点数	
事業所の状況	30	資本金	10	安定的な業務継続は可能か
		経歴（創業年数）	10	同上
		従業員数	10	同上
財務内容	40	自己資本比率（直近 3 期平均）	10	経営状態は安定しているか
		総資産額（直近 3 期平均）	10	同上
		経常利益	10	同上
		売上高（直近 3 期平均）	10	同上
業務実績	20	一般廃棄物処理基本計画策定実績、発注支援実績（直近５期）	20	過去に同種の業務実績を有しているか
参考見積価格	10	価格	10	妥当な提案価格か
合計	100			

（3）２次審査

審査は、提案書等の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、選定委員会が審査基準により評価、配点を行う。実施方法等の詳細は、別紙「プレゼンテーション・ヒアリング実施要領」を参照すること。

2 次審査

大項目		小項目		評価の視点
項目	点数	項目	点数	
業務実施体制	25	技術者配置	10	適切な技術者配置となっているか
		管理技術者の能力	5	同種業務の実績は十分にあるか
		業務実施計画	10	適切な業務実施計画となっているか
実施方針	10	実施方針	10	実施方針の考え方が適切か
提案	55	現状把握、現状分析	10	町の現状把握及び現状分析は適切か
		課題の整理	10	町に関する課題認識は妥当か
		ごみ処理に関する指標、目標値の検討	10	指標、目標値の検討方法は妥当か
		施策に対する方針	10	施策に関する考え方は妥当か
		自由提案	15	現行法制度を踏まえ、現実的かつ独創的な提案となっているか
プレゼンテーション	10	提案者の資質	10	説明方法、質疑応答は妥当か
合計	100			

（4）最低基準点

受託候補者として選定されるには、合計得点が満点（審査委員人数×１次審査・二次審査の合計満点）の６０％以上であること。

（5）審査結果の通知

審査結果は参加者に文書で通知する。なお、審査内容に関する問合せには応じない。

（６）選定結果の公表

選定結果については、次の事項を町ホームページで公表する。

ア　受託候補者の名称、所在地、総得点

イ　参加事業者数

ウ　受託候補者以外の総得点

９　失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

（１）参加資格要件を満たさなくなった場合

（２）提案書等が期限までに提出されなかった場合

（３）提出書類に虚偽の記載があった場合

（４）評価の公平性に影響を与える行為があった場合

（５）その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

10　契約手続

町は、提案書等に基づいて、業務の履行に必要な具体的な契約内容、仕様書、履行条件等について受託候補者と協議を行う。その際、仕様書の内容を一部変更する場合がある。

協議が整った場合は、受託候補者から改めて見積書を徴取し、委託上限額の制限の範囲内であれば随意契約を締結する。この見積書の徴取回数は制限しないものとする。

なお、受託候補者との協議が不調となった場合は、次点候補者を新たな受託候補者として選定する。

11　その他

（１）応募者は、提案書等の提出をもって、実施要領の記載内容に同意したものとみなす。

（２）提案書等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨並びに日本国の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に定める単位とする。

（３）提出書類の作成等プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。

（４）提出書類は、返却しない。

（５）提出書類は、受託候補者の選定以外の目的で使用しない。

（６）提出書類は、個人情報を除き、藍住町情報公開条例等に基づき公表する場合がある。

（７）提案書等の著作権は、作成者に帰属する。ただし、本プロポーザルの実施に必要な範囲において無断無償で複製することがある。なお、提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利を使用した結果、生じた責任は提案を行った応募者が負う。
（８）町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合がある。
（９）参加申込書の提出者がいない場合又は適切な提案がない場合は、本件プロポーザルを中止する。
(10) 参加申込書を提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第１１号）を提出すること。

12　提出・問合せ先

所在地　〒771-1292　藍住町奥野字矢上前５２番地１
　　藍住町役場　生活環境課
電話　　(088) 637-3116
電子メール　kankyou@aizumi.i-tokushima.jp